

富田林市指定文化財 第3号

仲村家文書

【名称】 仲村家文書 附 書籍、板木、印鑑、氏子札、酒造関係等証札類

【員数】 4,649点

附 書籍903点、板木17点、印鑑3顆、氏子札1点、酒造関係等証札類23点

【種別】 書跡・典籍・古文書

仲村家文書は、江戸時代に富田林だけでなく河内全体における酒造の中心を担った仲村家に継承されてきた資料です。仲村家は屋号を佐渡屋と称し造り酒屋として発展し、18世紀後半には村内はもとより河内国においても最大の酒造規模を誇るに至りました。

中世末期に寺内町として創設された富田林村は、近世には在郷町として発展しますが、その繁栄の一翼を担っていたのが酒造業です。本文書にふくまれる酒造関係資料は、富田林村酒造業の河内国における位置づけ、さらには河内国酒造業の特質の一端を理解するうえで欠かせないものです。

また、仲村家文書の最も大きな特徴は家族や生活に関する大量の記録で、数量のみならずその内容の豊富さにおいて注目され、幕末期在郷町の文化・経済・社会等の各面にわたって数多くの知見を得ることができるものです。これらは、地域の生活史・地域史の分野における貴重な資料であることから、令和2年3月30日に、富田林市指定文化財第3号として指定しました。



酒造関係資料

紫蘇酒	柳酒	紅梅酒	銘酒製造法御届書 明治12年
博多酒	霞酒	銘酒保壽	
	人参酒	銘酒白梅	

「銘酒製造法御届書」(明治12年)

江戸時代、酒造は幕府の統制下におかれており、酒造株を持っている者以外は酒造を営むことが禁じられていました。酒造関係資料から、河内国におけるそれぞれの村の酒造人の名前や酒造量、酒造道具の種類や数量を知ることができます。

明治12年(1879年)の「銘酒製造法御届書」には、仲村家を代表する銘酒紅梅酒をはじめ8種類の銘柄が記されています。この頃には、仲村家の酒造はかつての酒の醸造から、焼酎や味醂に漢方薬や果実等を漬け込んでつくる銘酒の製造へと、業態を変えつつあったことがうかがえます。

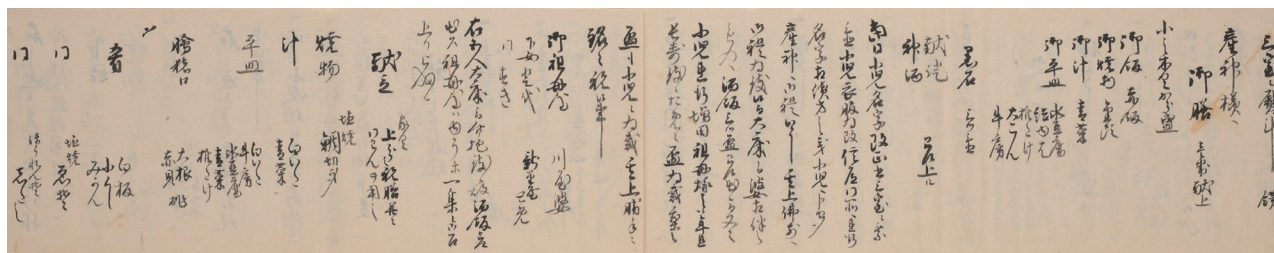
仲村家にはこうした銘酒類の板木も残されています。

町や家の生活行事や家族の儀礼に関する詳細な記録から、在郷町富田林地域の町家における生活についての具体的な姿をうかがうことができます。

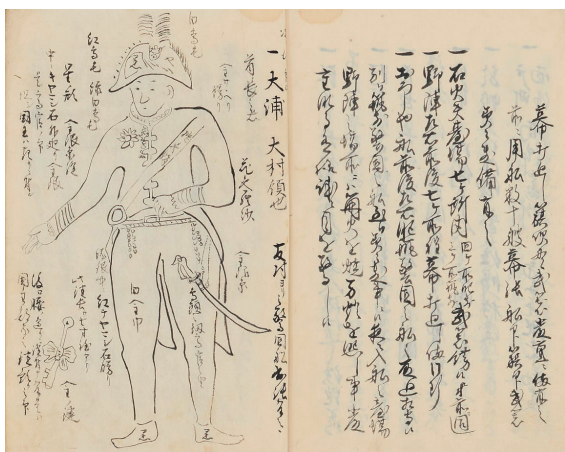
「於雄安産并時之助祝儀扣（おゆうあんざんならびにときのすけしゅうぎひかえ）」は、当主の徳兵衛信道と妻おゆうの間に、長男時之助が誕生した時の記録ですが、通常みられる贈答を中心とした祝儀帳的なものではなく、実際に行われた産育儀礼について、一つ一つ具体的に臨場感をもって記されており、非常に興味深いものです。



家族や生活に関する帳面類



「於雄安産并時之助祝儀扣」安政2年（1855年）



寛政4年（1792年）と文化元年（1804年）のロシア船来航に関する記録の写本



大阪府指定文化財 仲村家住宅の外観

仲村家には、江戸時代の写本や和漢書、明治期の雑誌等、さまざまな分野の書籍のほか、酒造関係の板木や印鑑等も残されていました。書籍は文化教養をうかがう資料として、また、板木や印鑑類は酒造業を視覚的に示すものとして、文書群を補足する資料であることから、「附（ついたり）」として富田林市指定文化財に指定しました。



スマートフォンで左のQRコードを読み取ることで、富田林市文化財デジタルミュージアム「おうち de ミュージアム」の高細密写真がご覧いただけます。

富田林市文化財リーフレット 3

富田林市指定文化財第3号

仲村家文書

発行年月 令和4年2月
 編集発行 富田林市教育委員会
 〒584-8511
 富田林市常盤町1番1号
 TEL(0721)2 5-100 0 (代表)

